

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2476号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>

閑話休題

生物はつねに競争をしていて、環境に適合し、勝ち抜いたものだけが生き残り、あとは自然に淘汰されて絶えてしまふ、突然変異によって、進化した生物が登場するという、ダーウィンの進化論があります。この説にしたがえば、勝者しか人生を楽しめないこととなります。

しかし、ダーウィンの進化論とはまったく別の説が1960年に出てきています。それは、生物は優勝劣敗で進化してきたのではなく、互いに助け合いながら進化してきた」とする考え方に立つもので、「共生的進化論」と呼ばれています。



眼差し

「生き残るのは ゆずる心をもった人」

筑波大学名誉教授 村上 和雄

者によると、「互いに食べ物を分かち合い、助け合って暮らした痕跡が見つかった」というのです。

人類は、誕生の最初から、相互扶助と分かち合いをその本来の特性としてきたことを推定する考古学的な

一つの証拠が提出されたのです。闘争心とか権力志向の心とかは、その後の長い人類史の過程で形づくられたものといえそうです。

るように思えます。さらに、目を地球全体に転じると、地球そのものが進化し、生きていく一つの大きな生命体ではないかともいえます。

こうした新しい考え方は、対立と抗争、分断と個別化を、進歩や進化の原動力と見なす考え方は大きく異なっています。助け合い、譲り合い、分かち合いの、「三つの合い」が、本当の進化の原動力だとする考え方なのです。

「ゆずる心をもった人」という結果が出たという話もあります。

たところ、「力の強い人、自分のことを優先させて考える人、競争で勝ち抜いていく人」などという予想をもの見事に裏切って、「ゆずる心をもった人」という結果が出たという話もあります。

も
く
じ

政 策	まちづくり交付金がスタート = 国土交通省	(2)
政 策	森林の健康と癒し効果に関する調査 = 林野庁	(5)
情 報	カプセルNOW&NEW	(7)
随 想	はつらつタウン・つきだて	宮城県築館町長 千葉徳穂.....(10)
情 報	政策レーダー	(11)

国土交通省

まちづくり交付金がスタート

～市町村の自主性・裁量性を拡大～

国土交通省は今年度から、市町村の自主性や裁量性を高めた助成措置「まちづくり交付金」制度を実施する。この制度は、従来の補助事業と異なり、個々の施設ごとの要件や審査がなく、市町村が作成する「都市再生整備計画」を一体として採択、ハード事業のみならずソフト事業に対しても交付金による助成が行われるもので、今年度の目玉施策のひとつ。交付対象となる事業の種類などに厳しい制約はなく、すべての市町村を対象に、また、NPOなどからの提案も対象とすることができなのが特徴。事業に対する充当率は事業総額の4割程度が予定されており、スタートを切る16年度予算では、1330億円の国費が投入される。

1、まちづくり交付金創設の背景

小泉内閣が推進する構造改革では、「地方にできることは地方に」という原則のもと、財政改革のための国の補助金等の整理合理化による地方の自由度や裁量の拡大に向けた取り組みが三位一体改革として進められている。

このような状況の中、内閣に設置されている地域再生推進本部は本年2月27日に「地域再生推進のためのプログラム」を決定、その中で、まちづくりに関する権限の市町村への移譲などとともに「まちづくり交付金」の創設が位置づけられた。

「稚内から石垣まで」をキャッチフレーズとしたこの財政支援措置は、できるだけ現場に近い意欲の

ある市町村が、地域の特性を活かしながら、主体的、計画的な取組を住民や民間事業者など地域の構成員と一体となって行うことが必要であるとして創設された。

2、まちづくり交付金の要件

まちづくり交付金は、従来の補助金とまったく異なり、市町村が一定の区域を設定し、「都市再生整備計画」を作成の上申請する。

申請を受けた国は、個々の施設ごとの詳細な審査は行わず、対象区域における都市基盤整備施設の整備状況等を勘案し交付を決定する。この決定にあたって国は、都市再生整備計画に定められた目標の内容や、計画されている事業が目標の達成にどのように寄与するかといった実現可能性などを判断材料にしたいとしている。

なお、計画は「都市再生」を掲げているが、対象となる地域や市町村の規模に限定はない。

また、現在、国が都市再生の一環として進めている「都市再生緊急整備地域」が、主に大都市を対象にし、その地域の民間活力を活かすことを政策目的としているに對し、まちづくり交付金の方は、市町村が事業主体となり、民間活力があまり期待できない地域への支援が念頭に置かれている。

3、まちづくり交付金の交付額

まちづくり交付金は従来の補助事業と異なり、全国一律の補助率という概念はない。その充当率について国土交通省では、詳細は調整中としつつも、事業総額の概ね4割程度を交付する予定としている。制度のスタートにあたる今年度は1330億円の国費の投入が予定されている。

なお、交付額の残り6割部分は市町村の負担となるが、これに対する地方財政措置について総務省では、地方債計画の中に大枠として設定されている一般単独事業債(充当率75%)の活用を含め、国土交通省と協議していくとしている。(平成16年3月19日、衆議院国土交通委員会、瀧野総務省自治財政局長答弁より)

政 策

4、都市再生整備計画の作成

まちづくり交付金を受けるためには、「都市再生整備計画」を作成する必要がある。ただし、計画の作成にあたっては、原則として都道府県の同意は不要とされており、市町村が独自に作成することができる。

そしてその内容としては、計画に位置づけられたまちづくりに必要な幅広い施設等が対象となる。その事例として次のものが掲げられている。

- ・道路、公園、下水道、河川、多目的広場、修景施設、地域交流センター、土地区画整理事業、市街地再開発事業など
- ・高齢者向けの優良賃貸住宅、特定優良賃貸住宅、公営住宅、住宅地区改良事業など
- ・市町村の提案に基づく事業（一定の範囲内）
- ・各種調査や社会事件等のソフト事業（一定の範囲内）

このようにまちづくり交付金は、市町村がまちづくりを包括して行えるようにしている。

なお、この交付金は、公共事業の予算ではあるが事例に掲げられ

ているように、施設の管理・運営や利用促進のためのイベントなど一定のソフト事業を交付の対象とすることができる。

5、事後評価の仕組みを導入

また、事前の具体的目標の設定となる都市再生整備計画とともに、事後評価を重視する仕組みも取り入れられている。

例えば、「駅周辺のにぎわいの再生」を目標に設定した場合、居住者数や来街者数などの動向を客観的な指標として示し、計画の達成状況などを事後的に評価し公表することとなっている。

なお、この都市再生整備計画の作成にあたっては、本年7月に、現在の都市公団と地域公団が合併して発足する「独立行政法人都市再生機構」が、市町村の委託により計画の作成や関係権利者の調整などの業務を支援することが予定されている。同機構は、土木、建築、都市計画のエンジニアに加え、企業誘致や施設立地などのノウハウや事業のマネジメントなど、様々な分野の専門家を抱えており、こうした人材をまちづくりでも活用することが期待できる。

6、都市計画決定権を市町村に

今回、このまちづくり交付金の

創設を内容とする「都市再生都市再生特別措置法の一部改正法」には、まちづくりに関する権限を市町村に移譲することも盛り込まれている。これまで都道府県の権限だった都市計画の決定や都道府県の整備などについては、都道府県と協議の上、市町村自らが決定し都市再生整備計画により、一体的に整備できるようになる。

これにより、例えば、都道府県道を含めたバリアフリー化や電線の地中化などを進める場合、従来だと都道府県道の歩道の拡幅に合わせなければならぬといった限界があった。しかし、今回の改正により、このような場合でも、市町村の主導により、歩道の拡幅や電線の地中化を一体的にタイミング良く整備できるようになる。

7、NPOとの連携

全国に約1万5千あるNPOのうち、約4割にあたる5700のNPOがまちづくりの推進を図る活動を行っていると考えられている。その活動はまちづくりに関する計画策定への参画や行政への提案、町の情報発信など、まちづくりの担い手としてのNPOの役割には大きなものがある。

このため、都市再生整備計画においては、NPOの同意を得て、

NPOの実施するまちづくりのための事業を計画に位置づけ、市町村がそのNPOを財政的に支援する際には、まちづくり交付金の対象とすることができる。

このように計画策定段階からNPOの参画してもらうことにより、事業実施後の公共施設の管理やボランティア活動により効果的に都市再生を進めることが期待される。

8、まちづくり総合支援事業の廃止

補助金改革の一環として平成12年度に発足した「まちづくり総合支援事業」は、個別補助金を統合したものではあったが、各事業ごとの補助採択要件に適合しなくてはならないことや、各事業ごとの補助率に拘束されることなどから、国費の自由な充当に限界があった。このため、今回、まちづくり総合支援事業を廃止し、これまでの統合補助金とは一線を画し、できる限り広い施設を対象とした自由度の高い支援措置としてまちづくり交付金が創設された。

なお、これまで実施されている事業については、新しく発足したまちづくり交付金に引き継がれることになる。



平成16年度 国費1,330億円

まちづくり交付金による全国の都市再生の推進

福祉、文化、商業施設等も含めた幅広い支援。(イメージ: 福祉のまちづくりや歴史の里づくり)



稚内から石垣まで、全国で活用可能！(対象地域のエリア限定なし)